

ドイツ

ただし、このレーガン政権高官時代の資料についてアリート判事は数名の上院民主党議員との面談で、「それは20年前のものである。また判事は個人的信念ではなく法に従って判決を下さなければならない」と述べるなど、この文書の意義を否定する姿勢を示した。Charles Babington and Dale Russakoff,

“Alito Distancing Himself From Views on Abortion in 85 Letter.” *Washington Post*, November 16, 2005.

(15) Liz Halloran, “Right On.” *U.S. News & World Report*, November 14, 2005, pp.35-39.

(16) Amy Goldstein and Charles Babington, “Alito Leaves Open to Reversing Roe.” *Washington Post*,

January 12, 2006.

(17) Alexander Bolton, “Executive power front and center for Alito.” *Hill*, January 11, 2006.

(18) Charles Babington, “Democrat Split Over Filibuster on Alito.” *Washington Post*, January 27, 2006.

(19) Charles Babington, “Alito Is Sworn In on the High Court.” *Washington Post*, February 1, 2006.

(みやた ともゆき・海外立法情報課非常勤務
査員)

【短信：ドイツ】

尊厳死法制化に関する最近の動向

渡邊 斉志

安楽死とは、末期患者の苦痛を回避する目的で、主として患者本人の意思にしたがって、その者の死期を早めることをいう。一方、尊厳死とは、治癒の見込みが無い末期患者に尊厳を保ちながら最期を迎えさせることをいう。このように、両者は厳密に言えば別個の概念ではあるが、現象面に着目すれば部分的に重なり合っている。また、患者の自己決定権を尊重すべきであるという思想の高まりを背景として普及してきた点において軌を一にするものであり、必ずしも明確に区別して用いられているとは言い難い。

しかし、いずれにせよ、人の生命を人為的に終わらせることに対しては根強い反対意見が存在しており、今年3月にアメリカで、植物状態が続いていた女性患者の生命維持装置が取り外された際には、装置取外しの是非を巡って激し

い論争が行われ、その帰趨は世界的な注目を集めることとなった（テリ・シャイボ事件^(注1)）。

また、我が国でも、平成16年1月23日の参議院本会議で、尊厳死について問われた坂口力厚生労働大臣（当時）が「終末期医療の在り方やその法制化につきまして、国民の間では判断が分かれている難しい問題があることも事実でございます。」と答弁しており、この問題が世論^(注2)を二分するものであることが示唆されている。

ドイツでは、我が国と同様、安楽死・尊厳死の全体を規律する法令は存在していない。しかし、ここ数年、各種審議機関が相次いで報告を行い、それらを受けて連邦政府が法案作成に着手するなど、事態は進展しつつある。そこで、以下では、我が国における検討の一助とすべく、ドイツにおける議論の最近の動向を紹介する。

なお、ドイツにおいては、かつて国家社会主義

(ナチス) 政権下において安楽死政策が採られていたことの影響等により、「安楽死 (Euthanasie)」という語の使用を避け、代わりに「臨死介助 (Sterbehilfe)」という語を用いるのが一般的である。だが、「臨死介助」の語はわが国ではあまり馴染みが無いため、本稿では、便宜的に「安楽死」「尊厳死」の語を用いることとする^(注3)。

1 現在の法規定

ドイツの刑法典は、本人の求めに応じて当該人物を殺害すること（積極的安楽死）を処罰の対象としている（第216条）。

第216条 要求による殺人

- (1) 何人も、被害者の明示的かつ真剣な要求により当該人物を殺害することを決意するに至った場合には、6月以上5年以下の自由刑に処する。
- (2) 未遂はこれを罰する。

他方、何らかの延命措置無しには生存できないような状態に陥った者に対し、本人の意思にしたがって措置を停止すること（消極的安楽死／尊厳死）については、学説上・判例上はこれを合法とする見解が多数を占めているものの、その合法性や手続要件等を明確に規律した法規定は存在していない。

そのため、そのような状況に直面した医師、介護人、家族等は法的に不安定な状態に置かれることになる。なぜなら、仮に本人の意思を尊重して延命措置を停止しようとする場合、いかなる手続を採れば違法とならないのかが不確かであるため、合法と判断して措置停止に関与した者が刑法典第216条に基づき処罰の対象となるおそれを完全には排除できないからである。

2 連邦通常裁判所の判決（2003年3月）

こうした中で、法制化に向けた取り組みの直接

の契機となったのが2003年3月17日の連邦通常裁判所の決定である。

これは、心筋梗塞に起因する低酸素症で脳に障害を負い意思疎通ができなくなった72歳の男性について、その世話人^(注4)である息子が、男性自らが予め書面で表明していた意思に基づき、延命措置の停止を認めるよう求めていた事案^(注5)に関する上告審の決定である。

連邦通常裁判所は、決定において、同意能力を失った患者に回復の可能性が無い場合において、患者が延命措置を望まないとの意思を予め表明していたときは、そのような措置は行われるべきではないこと、患者に世話人が任命されていた場合には、世話人は患者の意思を実現しなければならないこと、そして、世話人が延命措置の停止に同意を与える際には後見裁判所の承認が必要であることなどを判示したうえで、立法措置を通じて法的安定性の実現が図られることが望ましいとの見解を示している。

3 連邦法務省の作業グループの報告書（2004年6月）

連邦通常裁判所の決定を受けて、連邦法務省は2003年9月、有識者からなる作業グループ「患者の自律性と死」を設置した。この作業グループの任務は、尊厳死の法制化に向けた論点整理である。

作業グループが2004年6月10日にツィプリース連邦法務大臣(当時)^(注6)に提出した報告書^(注7)では、リビング・ウィル^(注7)について、民法典で次のように定めることが提案されている。

- ・世話人は、リビング・ウィルで表明された被世話人の意思を尊重しなければならない。特定の医学的措置の受容または拒否に関するリビング・ウィルが存在している場合には、被世話人のその意思は、同人が同意無能力になった後にも有効とする。世話人は、リビン

ドイツ

グ・ウィルで表明された意思を、それが世話人に要求しうるものである限りにおいて実行に移す義務を負う。この義務は、被世話人に疾病による死が未だ迫っていない場合にも同様に発生する。

- ・上記の規定は、代理人がおかれている場合には、依頼人が他の意思決定を行っていない限りにおいて、代理人についても適用する。
- ・世話人が医学的措置に同意しようとする場合において、当該措置が被世話人の死亡や重大な健康被害につながるおそれがあるときは、後見裁判所の承認を必要とする。
- ・世話人が医学的措置を拒否しようとする場合において、当該措置を行わないと被世話人が死亡することが医学的に予見されるときは、後見裁判所の承認を必要とする。承認についての決定が下されるまでの間は、後見裁判所が被世話人の利益のために必要な措置を講じなければならない。
- ・世話人と医師が、世話人の同意または拒否が患者の意思に適合しているという点で合意に達した場合には、後見裁判所の承認は不要とする。
- ・世話人の同意または拒否が患者の意思に適合していると推定されるに過ぎない場合には、後見裁判所の承認を必要とする。疑義がある場合には、被世話人の福祉が優先されなければならない。後見裁判所は、患者の意思が明示的に表明されていると認められる場合には、承認が不要であることを明らかにしなければならない。
- ・代理人は、問題となっている医学的措置への同意または拒否が書面により明示的に委任されている場合にのみ、当該措置への同意または拒否をすることができる。

また、報告書では刑法典の改正も提案されており、刑法典第216条を改め、延命措置の中止は、

それが患者の意思に沿うものである場合には処罰の対象とならないことを明記すべきであるとしている。

4 その他の審議機関の意見

連邦法務省は、同省作業グループが2004年6月に提出した報告書を基に、法案の作成を進めている。^(注8)

だが、それと平行して、他の審議機関も相次いで尊厳死に関する意見を表明している。

(1) 立法政策調査委員会「現代医学における法と倫理」の中間報告（2004年9月）

ドイツ連邦議会には、常任委員会とは別に、国政上の課題について調査を行うために、議員と有識者によって構成される立法政策調査委員会が置かれている。立法政策調査委員会「現代医学における法と倫理」はそのひとつである。

同調査委員会は2004年9月13日、リビング・ウィルに関する報告書を取りまとめた。^(注9) 報告書では、リビング・ウィルに関する次のような内容の規定を民法典に新たに設けることが提案されている。

- ・同意能力を有する者は、同意能力を失った場合に備えて、いかなる医学的措置を希望し、または希望しないかを書面で明らかにすることができる。
- ・世話人は、被世話人の意思が変化したとみなす根拠が無く、または他の決定がなされていない場合であって、かつ、リビング・ウィルでなされた意思決定が現下の状況に適合するときは、被世話人のリビング・ウィルを実行に移さなければならない。
- ・リビング・ウィルが延命措置を拒否するものである場合には、患者の苦痛が軽減に向かい得ないものであり、かつ、医学的知見に照らしあわせても、措置を講じても死に至ること

が予見されるときにのみ、世話人はリビング・ウィルを実行に移すことが許される。

- ・同意能力を有する者が、同意能力を喪失した場合にいかなる医学的措置を希望し、または希望しないかを、口頭で表明した場合には、世話人はその表明を、被世話人の意思を判断する際に間接証拠として考慮に入れる。この場合、延命措置を中止することが許されるのは、患者の苦痛が軽減に向かい得ないものであり、かつ、医学的知見に照らしあわせても、措置を講じても死に至ると考えられるときのみとする。
- ・リビング・ウィルまたは口頭での意思表示を実行に移す際に、疑義がある場合には、被世話人の福祉および生命の保全が優先される。
- ・世話人は、リビング・ウィルまたは口頭での意思表示に基づき延命措置を停止しようとする場合には、事前に助言グループの助言を得なければならない。助言グループには、少なくとも、治療にあたっている医師、介護人の代表一名、親族のうち的一名が加わるものとする。助言は、リビング・ウィルが形式的な要件を満たしているか、意思の変更を示唆する事実が存在していないか、現状がリビング・ウィルで示された状況に一致しているか等を対象とする。助言は、世話人との協議の形をとり、その結果は文書に記録されなければならない。
- ・世話人の同意を拒否して延命措置を継続することは、後見裁判所の承認を得た場合にのみ認められる。
- ・代理人に対して権限が書面で委任されており、かつ、当該委任文書に延命措置の中止について明記されている場合には、上記の規定は代理人に準用する。

(2) 国家倫理審議会の意見表明 (2005年 6 月)

連邦首相の諮問機関である国家倫理審議会は、

2005年 6 月 2 日、リビング・ウィルに関する意見書^(注10)を公表した。これは、尊厳死の問題について、審議会としての意見をまとめたものであり、そこでは次のような勧告がなされている。

- ・刑法典第216条により禁じられている積極的な安楽死は、依然として禁止すべきである。
- ・意思決定能力を有する者は、自らが後に意思決定無能力となったときのために、医学的処置に対する諾否を、リビング・ウィルとして決定しておく権利を持つべきである。
- ・リビング・ウィルは、患者と医師、介護人、代理人、家族との間の権利関係に影響を及ぼすものであるから、それに関する規定は民法典に置くものとする。ただし、刑法典にも規定を置くべきだとする意見も審議会内には存在している。
- ・リビング・ウィルは医師や介護人を拘束する。ただし、リビング・ウィルに厳格な拘束力を持たせることについては、審議会内には反対意見も存在している。
- ・リビング・ウィルが有効とされる範囲は、疾病の特定の局面のみに限定されるべきではない。ただし、生命維持の停止につながる措置については、容態の進行が回復に向かう見込みが無く、遠からず死に至るような場合にのみ、リビング・ウィルに拘束力を持たせるべきであるとの意見も審議会内には存在している。
- ・リビング・ウィルは、たとえそれに従うことが患者自身の福祉に反すると思われる場合であっても拘束力を有する、というのが審議会の多数意見である。
- ・リビング・ウィルの解釈で、世話人、医師、介護人および家族の間で意見が相違した場合には、世話人は、決定を下すにあたり後見裁判所の承認を得なければならない。
- ・リビング・ウィルが存在しない場合には、世

話人は、被世話人の推定される意思に従って、被世話人の福祉を実現しなければならない。世話人は、被世話人の生死や健康に重大な影響を及ぼす決定を下す際には、後見裁判所の承認を得なければならない。他方、代理人については、代理人がその権限を逸脱したとみなす根拠が存在する場合にのみ、後見裁判所が権限を有するものとする。

- ・立法者は、リビング・ウィルの書式またはそれに代わるものを作成するものとする。この書式に則っていない意思表示は、患者の意思を推定する際に考慮に入れる。
- ・リビング・ウィルは専門家の助言を事前に受けたか否かにかかわらず有効である、というのが審議会の多数意見である。ただし、リビング・ウィルを作成する前に専門家による助言が行われるべきであるという点においては、審議会の意見は一致している。
- ・リビング・ウィルに有効期限を設けたり繰り返し意思確認を行うことを、リビング・ウィルの有効性を担保するための要件とすべきではない、というのが審議会の多数意見である。ただし、リビング・ウィルを適用する際には、そこで表明されている意思がその時点においても依然として当該患者の意思であることが証明されるべきだとする意見も、審議会内には存在している。
- ・認知症患者の増加に鑑み、意思無能力者の場合、治療を拒否する内容のリビング・ウィルには拘束力を持たせるべきではない。ただし、リビング・ウィル作成に際して適切な助言がなされている等、一定の条件を満たす場合にはこの限りで無い。
- ・リビング・ウィルの有無を公益供給施設利用の要件としたり、リビング・ウィルを他の経済的な目的のために乱用することは許されない。

5 予想される争点

前二節を比較すればわかるとおり、連邦法務省作業グループの報告書は、立法政策調査委員会「現代医学における法と倫理」の中間報告や国家倫理審議会の意見表明とは、幾つかの点において異なっている。

例えば、連邦法務省作業グループでは、リビング・ウィルを表明する際の様式は特に定めず、書面と口頭のいずれでも可とすべきであると主張しているが、立法政策調査委員会および国家倫理審議会は、表明は書面によることを想定している。

また、連邦法務省作業グループが、リビング・ウィルは原則としてすべての場合において尊重しなければならないとしているのに対し、延命措置を講じても患者が死亡することが医学的に予見される場合にのみリビング・ウィルに拘束力を持たせるべきであるというのが立法政策調査委員会の立場である。さらに、立法政策調査委員会は、後見裁判所の承認を得た場合には、リビング・ウィルに反して延命措置を継続することも認めている。

そして、立法政策調査委員会と国家倫理審議会はいずれも、世話人は、延命措置の停止を行う前に医師や親族などの助言を得なければならないとしているが、連邦法務省作業グループの報告書では、この点についての提言はなされていない。

このように、専門家の間でも様々な意見が存在していることを考えれば、今後、法案の作成過程や審議過程で紆余曲折があることは十分に考えられる^(注11)。

このほか、積極的安楽死の是非に関するより根源的な意見対立も依然として存在している。政治家や宗教関係者の間では、消極的安楽死／尊厳死の合法性は法文上明確にする必要があるが、積極的安楽死は現状どおり違法のままとすべきであるという点について、概ね合意が形成

されている^(注12)。しかしながら、ドイツ人の7割以上は積極的安楽死にも賛成しているとの世論調査結果も存在している^(注13)。そのため、今後、こうした世論を背景として、積極的安楽死の合法化を求める主張が力を得る可能性も完全には否定できないと思われる。

注

* インターネット情報はすべて2005年11月30日現在である。

- (1) テリ・シャイボ事件を法制度の面から整理したものとしては次の文献がある。

井樋三枝子「テリ・シャイボ事件において制定された2つの法律をめぐる問題点」『外国の立法』225号, 2005.8, pp.158-176.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/225/022512.pdf>>

- (2) 第159回国会参議院本会議会議録第3号 平成16年1月23日

- (3) 但し、「尊厳死」の語は死を美化する意味合いを含んでいるとして、より客観的な語である「臨死介助」を使用することに積極的な意味を持たせる論者も存在する。これについて解説したものとしては以下の文献を参照。

石原明「尊厳死問題を考える」中山研一ほか編『資料に見る 尊厳死問題』日本評論社, 1993.11, pp.21-53. 参照箇所は pp.21-27.

また、上田健二は下記の文献で、ドイツにおける議論の状況に基づけば、「臨死介助」は次の5つに区分するのが適当であるとしている。

- a) 積極的臨死介助（本人の意思に基づく作為によりこの者を殺すこと）
- b) 間接的積極的臨死介助（苦痛緩和措置の副次的効果として死期が早まるのを甘受すること）
- c) 消極的臨死介助（本人の意思に基づき延命措置の不作为を選択すること）
- d) 生命短縮を伴わない臨死介助（死亡を阻止するための措置を積極的に講じないこと）

- e) 早期安楽死としての臨死介助（損傷を負って出生した新生児に延命措置を講じないか、またはこれを積極的に殺すこと）

上田健二「生命倫理学の視点から見た臨死介助の重要問題」『現代刑事法』42号, 2002.10, pp.26-39. 参照箇所は pp.27-28.

上記の区分のうち、aの「積極的臨死介助」がいわゆる「積極的安楽死」に、cの「消極的臨死介助」が「消極的安楽死」ないしは「尊厳死」に、それぞれ該当すると言っておおむね差し支えないであろう。この点については下記の文献を参照。

甲斐克則「ドイツ法における「尊厳死」論」『ジュリスト』1061号, 1995.2.15, pp.61-69. 参照箇所は p.61.

- (4) 民法典によれば、成人が、精神的・肉体的障害のために自らに関する事柄を、完全に、または部分的に処理できない場合には、後見裁判所は、本人の申出により、または職権により、世話人を指定することができる（民法典第1896条）。

- (5) Bundesgerichtshof Beschluß vom 17. März 2003 (XII ZB 2/03)

<<http://juris.bundesgerichtshof.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bgh&Art=en&Datum=2003-3&Seite=5&nr=25809&pos=175&anz=291>>

- (6) “Patientenautonomie am Lebensende — Ethische, rechtliche und medizinische Aspekte zur Bewertung von Patientenverfügungen“

<<http://www.bmj.bund.de/media/archive/695.pdf>>

- (7) ドイツでは、病によって判断を下すことができなくなった場合に備えて表明した、延命治療に関する自らの意思、すなわち「リビング・ウィル（Living Will）」は、一般に「患者の指示（Patientenverfügung）」と呼ばれている。しかし、日本では既に「リビング・ウィル」の語がある程度定着しているため、本稿では「リビング・ウィル」の語を用いることとする。

- (8) ただし、ツィブリース連邦法務大臣は、作業グループが提言した刑法典の改正については、その必要性についてさらに検討を行う必要があるとの考えを示している。

<http://www.bmj.bund.de/enid/4d690f5059d41bb677109c446cc60795,69cb75707265737365617274696b656c5f6964092d0931343535093a096d795f79656172092d0932303034093a096d795f6d6f6e7468092d093036/Presse/Pressemitteilungen_58.html>

(9) BT Drucksache 15/3700

“Zwischenbericht der Enquete-Kommission Ethik und Recht der modernen Medizin — Patientenverfügungen“

<http://www.bundestag.de/parlament/kommissionen/ethik_med/berichte_stellg/04_09_13_zwischenbericht_patientenverfuegungen.pdf>

(10) “Patientenverfügung — Stellungnahme“

<http://www.ethikrat.org/stellungnahmen/pdf/Stellungnahme_Patientenverfuegung.pdf>

(11) ちなみに、2005年11月に誕生した新政権で連邦法務大臣に就任したツィプリース氏(前政権から留任)は、安楽死・尊厳死の法制化について、前政権時に準備した法案の基本方針を堅持する意向を明らかにしている。

Süddeutsche Zeitung, 2005.11.29.

(12) ケーラー連邦大統領も、リビング・ウィルについて定めた法令の制定が必要だとの考えを表明している。

Süddeutsche Zeitung, 2005.10.10.

また、連邦および州の司法大臣による会議でも、ハンブルク市のクッシュ司法大臣が提起した積極的安楽死合法化論に対し、反対意見が大勢を占めたと報じられている。

Frankfurter Allgemeine Zeitung, 2005.11.18.

(13) *Süddeutsche Zeitung*, 2005.10.13.

ただし、別の世論調査では、積極的安楽死への賛成が35%、反対が56%との結果が出ているとの報道もあり、世論が積極的安楽死の容認に傾いていると現時点で断じるのは困難であると思われる。

Frankfurter Rundschau, 2005.10.21.

参考文献 (注に掲げたものを除く)

- ・上田健二『生命の刑法学』ミネルヴァ書房, 2002.6.
- ・恩田裕之「安楽死と末期医療」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』472号, 2005.11. pp.1-10.
国立国会図書館のホームページからアクセス可能。
< <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0472.pdf>>
- ・「臨死介助と自死への権利^{(1)~(8)}(最近の外国刑法事情)」『警察研究』59巻3号, 1988.3, pp.75-82. 59巻5号, 1988.5, pp.76-82, 59巻6号, 1988.6, pp.75-81, 59巻7号, 1988.7, pp.78-82. 59巻8号, 1988.8, pp.78-82. 59巻9号, 1988.9, pp.76-81. 59巻11号, 1988.11, pp.76-81. 59巻12号, 1988.12, pp.71-77.
- ・アンセルム・W・ミュラー「安楽死—ドイツ生命倫理のやっかいな問題」『関西学院大学哲学研究年報』36号, 2002.12, pp.99-115.
- ・ハンスルートヴィック・シュライバー「オランダおよびベルギーを模範とした臨死介助が新たに規定されるべきか」『龍谷法学』36巻1号, 2003.6, pp.172-185.
- ・ハロー・オットー「臨死介助の刑法上の問題性」『広島法学』24巻2号, 2000.11, pp.185-201.
- ・ハンス・ゲオルグ・コッホ「法的問題としての臨死介助 ドイツ連邦共和国からの報告」『神戸学院法学』26巻1号, 1996.2, pp.249-260.
- ・上田健二「臨死介助と自死への権利」『刑法雑誌』29巻1号, 1988.9, pp.95-130.
- ・同「消極的臨死介助と積極的臨死介助との法的区別に対する生命倫理上の評価」『龍谷法学』36巻1号, 2003.6, pp.186-234.
- ・甲斐克則「末期医療における患者の自己決定権と医師の刑事責任」『刑法雑誌』29巻1号, 1988.9, pp.131-166.
- ・同「末期医療と延命拒否—西ドイツおよびアメリカの事例を素材として」『ジュリスト』945号, 1989.11.15. pp.44-50.
- ・同「人工栄養補給中止に関するドイツ BGH 刑事判決 <資料>」『広島法学』20巻1号, 1996.6, pp.149-158.
- ・同「死期を早める苦痛治療 (いわゆる「間接的臨死

介助)の許容性に関するドイツ BGH 刑事判決『広島法学』22巻1号, 1998.7, pp.351-358.

- ・中井重弓「身体的理由により自殺できない患者に対する積極的臨死介助の許容性について—ドイツにおける議論の検討を中心として」『法学政治学論究』63号, 2004冬季, pp.63-92.
- ・西井ジュリー「尊厳死についての一考察—ドイツ、アメリカ、イギリス、オランダの場合—」『中央大学大学院研究年報』32号, 2003.2, pp.247-262.
- ・堀江剛「安楽死と延命医療の限界づけ—ドイツにおける最近の安楽死論議から—」『医療・生命と倫理・社会』1号, 2002.3, pp.57-64.

大阪大学大学院医学系研究科のサイトからアクセス

可能。

<<http://www.med.osaka-u.ac.jp/pub/eth/OJ1-1/horie.html>>

- ・松宮孝明「西ドイツの「臨死介助対案」とその基本思想」『刑法雑誌』29巻1号, 1988.9, pp.167-191.
- ・盛永審一郎「オランダ・ベルギー・ドイツにおける「安楽死」に関する現状(1)」『富山医科薬科大学一般教育研究紀要』30号, 2003.12, pp.27-35.
- ・山下邦也「ドイツおよびオランダにおける安楽死論議の比較法的考察」『香川法学』20巻3/4号, 2001.3, pp.149-177.

(わたなべ ただし・海外立法情報課)

【短信：ロシア】

連邦制の再編

溝口 修平

ここ数年、ロシアでは連邦構成主体の統合が頻繁に行われている。ロシア連邦は、成立以来89の連邦構成主体から構成されていたが、シベリアや極東地域を中心に、いくつかの連邦構成主体が統合し、連邦再編が進んでいる。連邦議会上院がまとめた報告書によれば、連邦再編の目的は、行政の簡素化、社会経済政策の効率改善、そしてその結果としての国民の福祉向上である。^(注1) 地方の財政的自由が拡大するという点も指摘されている。^(注2)

本稿では、まずロシアの連邦制度成立の経緯と再編が行われるに至った背景について述べ、一連の統合の法的根拠となっている「ロシア連邦の新しい連邦構成主体の受け入れとその形成手続に関する連邦の憲法的法律」(以下「新連邦構成主体形成法」という。)の内容を紹介する。さらに、連邦再編と今後の展望について、それ

らをめぐる議論と共に紹介する。

I ロシアの連邦制度

現代ロシアの連邦制度は、ソ連邦時代の行政区画を引き継いで形成されたもので、共和国、地方、州、連邦的意義を持つ市、自治州及び自治管区という、異なる構成原理に基づいた6種類の連邦構成主体から成り立っている。

ソ連邦崩壊直前に各連邦構成共和国で独立運動が盛んになると、ロシア共和国内の自治共和国(現在、共和国となっている地域)でも、民族自決の理念の下に「主権」獲得を目指す動きが活発化した。ソ連邦崩壊後の1992年3月、ロシア連邦政府は、政治状況の安定化のために、①共和国、②地方、州及び連邦的意義を持つ市、③自治州及び自治管区との間に個別に連邦条約